

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 8 日

不動産業関係団体の長 殿
建設業関係団体の長 殿
建設関連業団体の長 殿
資機材関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

第 5 7 回新型コロナウイルス感染症対策本部を受けた基本的対処方針の改定、緊急事態宣言区域変更、催物の開催制限、施設の利用制限について

令和 3 年 3 月 5 日に開催された第 5 7 回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、1 都 3 県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に発令されている緊急事態宣言の対象期間が 3 月 2 1 日まで延長となり、これに伴い「基本的対処方針」が改定されました。これを受けて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象期間延長について別添 1 の内閣官房事務連絡、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に関する留意事項等について別添 2 の内閣官房事務連絡のとおり依頼があり、政府対策本部を受けて開催された第 1 9 回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において別添 3 のとおり大臣指示がありました。

つきましては、貴団体におかれましては、貴会会員に対し、別添 1 ～ 2 について、改めて実施を徹底するとともに、改めて基本的対処方針に基づく対策の徹底、催物の開催制限、施設の使用制限、その他感染拡大の防止に係る協力依頼等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

別添 1 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長について」

別添 1 別紙 1 新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長」

別添 1 別紙 2 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」

別添 2 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

（補足として、2 月 4 日付、2 月 2 6 日付の催物の開催制限、施設の使用制限等に係る内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を添付）

別添 3 第 1 9 回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示